

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.173

**【共通】問1** 以下の物品が1,000kg貯蔵されている場合、消防法令上指定可燃物として取り扱われないものを1つ選べ。

- (1) かんなくず
- (2) 繭
- (3) 干し草
- (4) 活性炭

**【消防設備】問1** 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 特殊消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行う。
- (2) 新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、消防法令で定める通常の期間ごとに所定の点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行い、又はその結果を報告することができる。
- (3) 水道布設工事監督者の資格を有する者は、消防法令で定めるところにより登録講習機関の行う講習の課程を修了し、所定の免状の交付を受ければ、消防設備点検資格者の資格を得ることができる。
- (4) 消防設備点検資格者は、消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったときは、その資格を失う。

**【消防設備】問2** 次の消防用設備等の部分のうち、消防法令上、必ずしも防災センター等に設置する必要がないものを1つ選べ。ただし、防災センター等とは、防災センター（総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所）、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所で常時人がいる場所（消防法施行規則第12条第1項第8号）とする。

- (1) 水噴霧消火設備の一斉開放弁
- (2) 延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物に設置される不活性ガス消火設備の総合操作盤
- (3) ガス漏れ火災警報設備の受信機
- (4) 漏電火災警報器の音響装置

**【防火査察】問1** 消防法第4条に基づく立入検査に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物につい

て、長期間立入検査が未実施とならないように実施することが必要である。また、特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれの危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非常に効率的である。

- (2) 立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが重要である。この場合、予防関係の知識等が豊富な専従員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員も含めて指定することが重要である。
- (3) 重点的、効率・効果的な立入検査を実施していく上では、把握している潜在危険性の高い防火対象物に重点を置いて立入検査を計画的に実施することに加えて、新築・用途変更等が行われたにも関わらず届出等を怠っている等の理由により未把握となっている防火対象物についても情報収集を実施し、状況を把握することが必要である。
- (4) 消防本部全体で立入検査を実施するために十分な体制が確保されているかどうか定期的に検証を行うことが必要であり、年度毎の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の体制に反映させる等、PDCAサイクルにより改善の取り組みを継続することが重要である。

**【防火査察】問2** 消防法（以下「法」という。）に基づく命令の主体等に関する次表の記述のうち、誤っているものはどれか。

No.	命令条文 【命令の主体】	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
(1)	法第3条第1項 (屋外の火災予防措置命令) 【消防吏員】	屋外に置いて、火災の予防に危険であると認める行為	行為者	30万円以下の罰金又は拘留（法第44条第1号）
(2)	法第4条第1項 (資料提出命令) 【消防署長】	火災の予防上必要があると認めるとき	権原を有する関係者	なし
(3)	法第5条第1項 (防火対象物に対する措置命令) 【消防長】	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合	権原を有する関係者	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（法第39条の3の2）

(3) 心肺停止を確認したら、心肺蘇生などの希望の有無にかかわらず心肺蘇生を開始し、かかりつけ医等の中止の指示が明確になるまで継続するのが原則となる。が正しい。

(改訂第10版救急救命士標準テキスト258ページ)

**問3 答** (1)、(3)

- 解説** (1) 正しい(消防法第2条第9項)。  
 (2) 誤り(消防法第2条第9項、消防法施行令第42条)。  
 (3) 正しい(消防法第35条の10第2項)。  
 (4) 誤り(消防法第36条の3)。  
 (5) 誤り(消防法第35条の5)。

**【警防】**

**問1 答** (5)

**解説** 鎮火以降は、火災建物の関係者による監視警戒への協力依頼等、関係者への説示を行い、再出火防止の徹底を図らせるとともに、火災の状況により、消防隊等による監視警戒体制を確立し徹底を図る。

予防技術検定模擬テスト解答

**【共通】**

**問1 答** (4)

**解説** 「指定可燃物」とは、「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令(危険物の規制に関する政令第1条の12及び別表第4)で定めるもの」とされており、その貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、指定数量未満の危険物と同様、市町村条例で定めることとされている(消防法9条の4第1項)。

- (1) 危険物の規制に関する政令別表第4により、「かんなくず」は数量400kg以上で指定可燃物になる。  
 (2) 同表備考3により「繭」は「糸類」であるため、同表により数量1,000kg以上で指定可燃物になる。  
 (3) 同表備考4により「干し草」は「わら類」であるため、同表により数量1,000kg以上で指定可燃物になる。  
 (4) 同表備考7により「活性炭」は「石炭・木炭類」であるため、同表により数量10,000kg以上でない指定可燃物にはならない。

**【消防設備】**

**問1 答** (1)

**解説** 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関する事項の詳細は、規則第31条の6に定められている。

- (1) 誤り。特殊消防用設備等の制度は新技術の開発等を促すために設けられたものであり、点検期間についても、通常の消防用設備等のように消防庁長官が一律に定めるものではなく、当該特殊消防用設備等にかかる設備等設

置維持計画に定める点検の期間ごとに行うことができるようになっている(同条第2項)。

- (2) 正しい(同条第4項)。なお、本項は、令和2年12月に追加されたものである。  
 (3) 正しい(同条第7項第4号)。  
 (4) 正しい(同条第8項第6号)。

**問2 答** (1)

**解説** 消防用設備等の部分のうち、人が次の操作を迅速に行う必要があるものは、規則第12条第1項第8号に定める「防災センター等」に設置することが求められている。

- (1) 水噴霧消火設備の一斉開放弁は規則第16条第3項第4号により、スプリンクラー設備の例により設けることとされており、放水区域ごとに設けることとされているが、必ずしも防災センター等に設置することは求められていない(規則第14条第1項第1号)。  
 (2) 不活性ガス消火設備の総合操作盤は、規則第19条第5項第23号によって準用される規則第12条第1項第8号が適用される。同号では、同号に定める高層の建築物、大規模な建築物等に設置される不活性ガス消火設備等は総合操作盤を防災センター等に設置することが必要であるとしており、同号イ(1)により延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物はその対象である。

- (3) ガス漏れ火災警報設備の受信機は、規則第24条の2の3第1項第3号へにより、防災センター等に設置することが必要である。

なお、温泉の採取のための設備の周囲に設ける検知器を設けた場合は必ずしも受信機を設置する必要はないが(規則第24条の2の3第1項第3号)、ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等に設置することとされている(規則第24条の2の3第1項第1号イ(ロ)又は同号ロ(ロ))。

- (4) 漏電火災警報器の音響装置は、規則第24条の3第1項第3号イにより、防災センター等に設置することが必要である。

**【防火査察】**

**問1 答** (1)

**解説** (1) 立入検査マニュアルにより、法令遵守の状況が優良でない防火対象物や火災が発生した場合の火災危険性が高いと考えられる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査することができるようにすることが必要であり、それぞれの危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非効率であるので、不適当。

- (2) 立入検査マニュアルにより適当。  
 (3) 立入検査マニュアルにより適当。  
 (4) 立入検査マニュアルにより適当。

**問2 答** (2)